

【公開用】令和3年度 第8回 亶理町入札監視委員会 会議録

- 1 開催日時 令和3年7月20日（火）午前9時30分から12時00分まで
- 2 開催場所 亶理町役場 2階大会議室
- 3 出席者
  - (1) 亶理町入札監視委員会委員  
出席者 佐藤 英世（大学院教授）  
真田 昌行（弁護士）  
奥村 誠（大学院教授）  
高橋雄一郎（公認会計士）  
阿部 純子（税理士）
  - (2) 説明員  
教育総務課長、同教育総務班長、福祉課長、同被災者支援班長、同主査、  
上下水道課長、同施設班長、都市建設課長、同都市整備班長、同建築宅地班長、同副班長2名
  - (3) 事務局  
財政課長、同管財班長、同主事3名
- 4 開催内容
  - (1) 開会の挨拶（亶理町入札監視委員会委員長）
  - (2) 報告 入札及び契約状況等について（財政課長）
  - (3) 審査（令和元年度下半期、令和2年度下半期入札案件の中から抽出）
    - ①令和2年度 亶理町立小中学校 AI サーマルカメラ顔認証型導入事業【教育総務課】
    - ②令和元年度 災害援護資金貸付金管理システム導入事業業務委託【福祉課】
    - ③令和元年度 亶理町庁舎清掃管理業務委託【財政課】
    - ④令和2年度 上町南地区污水管布設工事【上下水道課】
    - ⑤令和元年度（仮称）亶理町防災備蓄倉庫建設工事【都市建設課】
    - ⑥令和2年度（道補）町道亶理浜吉田線曾根下橋外橋梁修繕工事【都市建設課】
  - (4) 次回抽出者及び入札監視委員任期満了に伴う再任意向確認に伴う説明（事務局）
  - (5) その他
  - (6) 閉会（次回開催：令和4年2月頃、対象範囲：令和3年度上半期）
- 5 主な指摘事項等
  - (1) 予定価格と入札価格の乖離が生じないよう予定価格を設定すること。
  - (2) 低入札における失格の基準について検討すること。
  - (3) 発注の適切な時期を見据えて入札を執行すること。

## 以下、議事録

事務局 本日配付させていただきました資料について説明します。  
[資料1] 次第2「入札及び契約状況等」の報告で使用する資料です。  
[資料2] 次第3「抽出事案等説明書」は審査で使用する資料です。  
[資料3] 今回の審査対象、「令和元年度下半期及び令和2年度下半期の入札分」の審議案件抽出用の資料です。  
それでは、亘理町入札監視委員会条例第5条第2項の定めにより、会議成立の要件である委員の過半数が出席しているため会議の成立を確認いたしましたので、第8回亘理町入札監視委員会を開会いたします。

### (1. 開会の挨拶)

事務局 開会にあたりまして、委員長よりご挨拶をいただきたいと思います。

～ 委員長より挨拶 ～

委員会 この2、3日梅雨も明け暑い日が続いております。今日も30℃を超える暑さです。皆さんも急に熱くなり体調など崩されないようにしていただきたいと思います。今日は事案抽出のところでお話はしますが、通常ですと半期分という事で、5件の事案抽出し審議するという事になっておりましたけれども、前回の委員会でも問題になりましたように、欠けていた期がありましたのでそれについても議論しなければいけないということで、今回は6件ということで、長くなる可能性がありますけれども、皆さんご協力のほど、よろしく願いいたします。

### (2. 報告 入札及び契約状況等について)

事務局 続きまして次第2の報告に移ります。入札及び契約にかかる状況等について財政課長より報告いたします。

～ 財政課長から入札の契約状況等について報告 ～

事務局 それでは、「資料1」の「入札制度改革の取組状況及び入札執行状況」報告をご覧いただきます。「1番目の入札制度改革の概要」になりますが、これまでも委員会の都度、ご説明させていただいてきたとおりではありますが、改めまして説明させていただきます。

本町における公共工事の発注をめぐる事件を契機に、平成28年度に「亘理町入札制度改革実施計画書」を策定し、この「入札監視委員会」を含む「入札制度改革」に取り組んできたところです。

続いて、「2番の入札制度改革の実施状況」です。入札制度改革につきましては、平成28年度以降、さまざまな取り組みを実施し、はじめに、(1)「平成28年度の取組み」といたしましては、「チェック体制の強化」、入札の際の「入札実施手順書の作成」、そして、「職員研修会を開催」したほか、「予定価格の事前公表」として、事後公表としていた予定価格を入札前に公表することとしました。また、「不落随意契約を行う場合の基準」を定めるといったことを行ったところです。

続いて、(2)「平成29年度の取組み」といたしましては、「一般競争入札の範囲の拡大」として、5,000万円以上としていた一般競争入札の対象案件事業費を1,000万円以上を対象を引き下げ、一般競争入札の枠を広げました。次に、「建設工事等指名競争入札参加指名基準」を定め、指名競争入札の場合は、金額に応じて最低何者以上を指名するといった基準を設けました。「指名停止期間の厳格化」として指名停止する際の期間を厳しく見直しております。また、「入札会を一般の方でも傍聴できること」とし、さらには、この「亘理町入札監視委員会」を設置したところです。そして「条件付き一般競争入札における1者入

札の場合の取扱い」を定め、5,000万円以上の案件については、入札参加業者が1者のみの場合は競争性が働かないということで入札を取りやめることとしました。

次に、(3)「平成30年度」になりますが、「工事の指名競争入札においては、町外業者を2者以上指名する」ことや、「条件付き一般競争入札における地域要件等の基準を設定」しました。そのほかにも、「条件付き一般競争入札の場合の公告期間の拡大として、業者の見積期間を長くとること」、のほか警告を行った業者に対する指名の回避措置、そして、入札辞退理由の追加を行っております。

(4)「令和元年度の取組み」としましては、国交省からの基準価格の見直し要請に基づき「建設工事における最低制限価格の改定」を実施したところです。

最後に、(5)「令和3年度の取組み」になりますが、総合評価方式再開に向けて、先週のことになりますが、東北地方整備局の職員を招き「職員を対象とした研修会を実施」したところであります。以上が、これまでの入札制度改革の取組状況になります。

次に、3番の「指摘事項及びその対応」になりますが、本委員会において、これまで指摘をいただいたものについて、内容及びその対応状況を掲載しております。こちらの取組みにつきましても、いまご説明してきたこれまでの入札制度改革と同様に、重要な入札制度改革として実施してきているところであります。

(1)「令和元年度」については、入札辞退届の理由の中で「その他」としていたものを、「他の理由」として記載方式に変更することで、辞退理由がさらに明確化するよう様式を変更したところです。そのほか「発注時期の調整及び設定の仕方の検討」として、発注時期、完成時期、工事内容等の確認により、同種の工事が同時期に重ならないよう可能な限り、分散させることとしました。そして、○の3つ目ですが、本委員会の開催にあたっては、「抽出担当委員の日程を最優先として開催する」としたことや、資料2ページに移りまして、予定価格と落札率の乖離の大きな案件が散見されることから、その対応として、参考見積業者の数を増やすなど、予定価格の積算の精度をあげることとしました。また、○の5つ目、元年度の最後になりますが「入札の競争性の確保の検討」ということで、随意契約の固定化とならないよう、発注業務の見直しや、他の履行可能な業者を模索するなど、できる限り競争入札で実施できるよう努めることとし、現在取り組んでいるところであります。

(2)の「令和2年度」につきましては、前回2月開催の委員会での指摘になりますが、まず、1つ目と2つ目については、昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、本来、年2回としている委員会の開催が年1回だけになってしまったこと、そして、年2回の内の1回を中止してしまったことにより、審議対象期間に空白が生じてしまったことについて、指摘をいただいたことから、改めてこの委員会の設置目的と意義を再認識し、空白となった期間分については、今回の委員会で審議いただくこととしました。今後においても空白期間が発生しないよう取り組んで参りたいと思います。3つ目として「随意契約と競争入札を適正に選択すること」、4つ目として「低入札における救済制度の導入を検討すること」、5つ目として、辞退理由の集計のみならず、その結果を入札事務へ反映させること」でした。この3つ目以降の件につきましては、今後の入札事務に活かせるよう現在、その対応について検討しているところであります。

次に、「4番の入札執行状況」についてご説明いたしますが、令和元年度からの入札執行状況ということで、工事や委託といった区分ごとの「件数及び落札率」をまとめた表になります。なお、今年度分については6月末現在となっております。ご覧のとおり傾向としては、令和3年度がまだ3ヶ月程度の実績のため、令和元年度と令和2年度を比較してみますと、入札件数については、令和2年度が復興計画の最終年度ということで事業が減ってきていた関係から、減少傾向となっております。落札率につきましては、加重平均でみますと、工事が令和元年度の途中から最低制限価格の見直しを行ったことから、令和2年度においては4ポイントほど上がっております。委託、物品・役務に関しましては、件数で見ますと大きく変わりはありませんが、物品・役務の落札率を比較しますと、4.7ポイント程度下がっている状況です。下がった主な理由として考えられることは、文部科学省が進めるGIGAスク

ール構想及び昨年度のコロナウイルスの拡大の関係から、昨年度において計画年度を前倒しして、小中学校の児童・生徒に、一人一台のPCタブレットを整備する物品購入等を行っており、その入札結果が事業費が大きかったものの落札率が低かったことなどが影響しているものと思われます。

次に、3ページです。こちらは「令和元年度・令和2年度の落札率の一覧」になりますが、さきほどご説明した「令和元年度・令和2年度の落札率」を、工事、委託、物品・役務の区分ごとに、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、さらには、町内業者、町外業者に細分化して落札率を算出した表になりますので、こちらについては、のちほどご覧いただきたいと思えます。

4ページからは、「令和元年下半期」及び「令和2年度下半期」の入札における「入札辞退」をした業者の辞退理由をまとめた表になります。全体の集計表のほか、「工事」、「委託」、「物品役務」の個別の区分ごとの表についても添付しております。令和元年度下半期辞退理由につきましては、5ページの全体の合計になりますが、辞退理由として多いのが、4番「当該事業に対応する技術者又は作業員の確保が困難な為」が24件として辞退理由の3分の1を占めております。また、次に多かったのが6番「現在、手持ちの業務により、新規の対応が困難な為」で16件、率にして21%でした。一方、令和2年度下半期の状況としては、多かったのが2番、4番、5番、6番ということで、新たに2番の「自社での履行が困難な為」と5番の「予定価格の範囲内での入札が困難な為」という2つの項目が前年度に比べて増加しております。辞退件数全体の数は減少してはおりませんが、委員の皆様から、令和元年度に「なるべく辞退者が出ないように」という指摘を受け、発注時期や工期、工種を見直しし、できるだけ同時期に発注しないよう取り組んできた経緯もあるのか、辞退理由は分散してきている状況です。一般競争入札と違い、指名競争入札の指名は、発注者側が一方的に指名しているものなので、辞退を無くすことは難しいことですが、できるだけ辞退が発生しないよう今後も取り組んでいきたいと考えております。こちらについても、くわしくは後ほどご覧いただければと思えます。以上で、「入札制度改革の取組状況等」の報告を終わります。

事務局 ただいまの報告に関しまして、なにか質問はございませんか。

それでは、次第3の審査、次第4の次回抽出者の確認につきましては委員長に進行をお願いしたいと思います。

### (3. 審査)

委員会 いろいろな改革に取り組んでいただいているのは報告で皆さんも理解できたのではないかと思います。そういう意味では着実にこの入札制度の充実、適正化に向けて職員の方々が取り組んでくださっていることに対して当然のこととは言いながらも、私の方からも謝意を申し上げます。今後とも、大変ではありますけれども、適正な入札業務を行えるように頑張っていただければと思えます。

今回の審議案件は私が抽出いたしましたので、理由について説明させていただきたいと思えます。はじめにも話しましたが、令和元年度の下半期分について、当委員会で審議しなかったということがありまして、それについては勧告を出させていただいたわけですが。今回はそれまでにやっておかなければならなかった令和元年度の下半期分と定例で行う令和2年度下半期分、両方を対象に事案の抽出をさせていただきました。通常は上半期分・下半期分について5件ずつの案件を抽出するわけですがけれども、今回は令和元年度から3件、令和2年度から3件ということで、全部で6件抽出させていただきました。そういう意味で事案が1件増えておりますので、無駄のない進行をさせていただきたいと考えております。

それではさっそく抽出理由について資料2に基づき、説明させていただきたいと思えます。事案番号56番の指名競争入札、物品になります。指名業者数が6者、応札者は3者で、落札率が45.45%と低く、参加業者6者のうち半数が辞退していること。指名競争入札が全部でこ

の期においては44件あり、中分類でいうところの資料の3-1と3-2が問題になりますが、ここでは中分類の物品・役務が21件ありまして、それから辞退者が多く、落札率も高くない。とりわけ小分類：物品13件では、すべての案件で辞退者があり、他の指名競争入札の小分類と比較し平均落札率も76.50%と最も低い形になっているということで、お話いただければと思っております。

次は令和元年度の下半期分から選んだものです。これは随意契約の方式によるもので、物品・役務の中から選んだという事です。指名数2者で、応札数2者ですけれども、これは随意契約ですが、随意契約の場合は、通常落札率が高くなるというのが一般的な傾向であるわけですが、落札率が51.7%と低かったことと、随意契約の場合は特定の業者1者と契約を締結すると思っておりますが、応札者が2者について説明していただければと思っております。

3件目の事案になりますが、令和元年度事業なので資料の3-1指名競争入札の物品・役務のうちの物品に関するもので、事案番号163番、庁舎の清掃管理業務委託ということです。これも落札率が32.23%と非常に低いということ、それから指名数が10者ですけれども、応札数が7者になっていること。抽出理由としては、指名競争入札で最も予定価格が高く、予定価格だけではなくて、今度は落札率が32.23%と最も低いということで選ばせていただきました。

4件目は令和2年度の一般競争入札から選ばせていただきました。資料の3-2の一般競争入札の55番の事案番号になります。この一般競争入札については逆に落札率が99.98%と一般競争入札でありながら、非常に高いということが1点目です。しかも、応札参加業者が1者しかいなかったということです。これは一般競争入札でありながら競争性が確保されていないことが気になりました。それからもう一つ見ていて気付いたのは、一般競争入札については令和2年度は、全15件だったのですけれども、ほぼ3分の1にあたる4件を同一業者が落札しているわけです。これも確率からいうと、高いなと思っております。その理由について教えていただければと思っております。

5件目になりますが、これも一般競争入札の工事のうちの建築一式ですけれども、落札率が89.66%。それから申込数が7者で応札者数が7者ですけれども、これらを見て思ったことは、一般競争入札で最も落札金額が高く、予定価格との格差が非常に大きいという点が気になりました。それについても理由を教えていただければと思っております。

最後の6件目になります。令和2年度から抽出した案件で指名競争入札の工事の中の土木一式になります。入札状況については落札率が91.97%、指名数が12者ありますが、応札が2者に過ぎないということです。令和2年度の指名競争入札が44件ですけれども、その中では、指名業者が12者ということで他に比べて非常に多いです。落札率も91.97%と高いということですが、結局、12者のうち10者が辞退している。辞退者が非常に多いので、その辺の理由についてはどうなっているのかということで抽出させていただきました。以上が抽出理由についての説明ということになります。

それでは1件目の「令和2年度互理町立小中学校AIサーマルカメラ顔認証型導入事業」についての審議に入りたいと思っております。よろしく申し上げます。

---

---

① 令和2年度 互理町立小中学校AIサーマルカメラ顔認証型導入事業

入札方式：指名競争入札（予定価格 非公表）  
種別：物品購入  
入札通知：令和3年1月6日  
入札開札：令和3年1月15日  
入札参加業者数：6者（うち辞退業者3者）  
予定価格（税込）：3,025,000円  
契約金額（税込）：1,375,000円（落札率：45.45%）

---

---

事務局 資料2の3ページ目になります。件名につきましては「令和2年度亙理町立小中学校 AI サーマルカメラ顔認証型導入事業」となります。概要につきましてはAI サーマルカメラ顔認証の購入10台、規格、納入物品、サーモグラフィ装置(カメラ本体のほか、構成品一式)、計測温度範囲30℃～45℃、サーマル素子カメラ本体に内蔵されているものとする、測定誤差±0.5℃以内、同時測定可能人数1名、測定距離最大測定距離2m以上。  
入札参加資格につきましては亙理町入札参加資格者名簿に登載されている者で、物品・役務の提供の参加資格認定を受けていること。入札参加資格設定の経緯及び理由につきましては同業種における当該事業の実績のある業者を選定。入札参加業者数につきましては6者、入札者数につきましては3者、辞退者数につきましては3者、予定価格が税込み3,025,000円、契約金額が税込1,375,000円、落札率が45.45%でございます。概要につきましては以上でございます。

委員会 それでは、この案件について委員からご質問がございましたらお願いします。

委員会 予定価格はどのように決めているのでしょうか。

説明員 予定価格の作成につきましては業者から参考見積りを2者から取りまして、作成しております。

委員会 そうしますと落札したA社からも見積書をとっているのでしょうか。

説明員 徴収しています。

委員会 落札したときは金額を低く入れてきたということなのでしょうか。

説明員 そのとおりだと思います。

委員会 2者の選定をするときの基準のようなものはありますか。結局は選択する業者によってこれも随分変わってくるのかなと思います。

説明員 顔認証型サーマルカメラを導入する前に、ドーム型のサーマルカメラを導入しており、そちらの業者を参考にしまして、業者を選んでおります。

委員会 そこについては町の裁量で決まる考えでいいですか。

説明員 そうです。取扱業者は色々あるかとは思いますが。

委員会 参考見積り段階で高く、入札の際は安く入札するという事は結構あると思いますが、落札率があまり低くなるというのが、あまりいいことではないと思うので、初めの見積りと入札時の金額の落差というものを防止する方法はないのですか。

説明員 見積りの段階では1台あたりの見積りを徴収しており、学校で台数が増えているところであるので、落札率も下がっているものだと思います。

事務局 マニュアルでは、執行方法により2者あるいは3者より参考見積りを取り、参考にするということで執行しております。価格差が大きくなりそうな案件では、それ以上に見積りを取り積算することになると思います。

- 委員会 そういう方法しか考えられないと思われます。あとは同種の機種、AI を使ったサーマルカメラの場合については、結局、同じ業者に見積りを取ってもらうということになると色々と言われると言ったら言葉は悪いのかもしれませんが、複数業者が、少なくとも、ここをみても 6 者あるわけです。そうだとすると特定のところに見積りをとってもらうという特定化しているという部分はないのでしょうか。機器の性質にもよるのでしょうか。
- 事務局 取扱業者は、亘理町に入札参加資格者登録の申請書を提出し、審査し決定しております。その中で取扱業者があると思いますが、実績や他市町村の状況などを踏まえ、参考見積りをとっています。特定というよりも、これまでの実績や能力を踏まえた形が多いと思います。
- 委員会 これを導入する経緯は文科省から言われたのですか。それとも亘理町独自のものですか。
- 説明員 もともとドーム型サーマルカメラは、多くの人を測れるものを導入しておりまして、児童・生徒はそちらを活用しています。どうしても関係者や保護者が、職員用昇降口から入り、計測できないということがありましたので、町独自の感染防止対策ということで導入したものです。
- 委員会 防犯ではなく、感染防止対策からですね。今回のコロナ禍に対応した形で、全部で 10 台ということですがけれども、亘理町の全小中学校には設置されるということですね。
- 説明員 小中学校 1 台ずつ導入しております。
- 委員会 これは予定価格の設定の仕方の問題であると思います。さきほどのお話では 1 台で見積りを取ると高くなるし、10 台となれば安くなると、それは当然なので 10 台入れたときは七掛けくらいになるだろうというようなことで予定価格を設定しておけば、それなりに適正な予定価格になるはずなので、予定価格の設定の方法を工夫すべきなのだろうと思います。
- 委員会 こういう風に 10 台導入する場合は、相手には伝わっていないのですか。伝わらないままに、この機種を 1 台入れたらどれくらいですかという計算になっているのか。
- 説明員 見積り時に個数の方を調査している段階で、まず 1 台当たりいくらするかということでの参考見積りをいただいております。
- 委員会 そうだとすると、どうしてもこういう問題が生じやすくなってしまいますよね。その辺はちょっと改善できる可能性があるかと思います。  
その他に何か委員からありますか。無いようでしたら次の事案に入らせていただきたいと思います。

---

---

② 令和元年度 災害援護資金貸付金管理システム導入事業業務委託

- 入札方式： 随意契約（予定価格 非公表）  
種別： 業務委託  
入札通知： 令和元年 11 月 21 日  
入札開札： 令和元年 11 月 29 日  
入札参加業者数： 2 者（うち辞退者数 0 者）  
予定価格（税込）： 8,085,000 円

契約金額（税込）：4,180,000円（落札率：51.70%）

---

---

- 委員会 2件目の案件になりますけれども、事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局 2件目の事案について説明させていただきます。件名が「令和元年度 災害援護資金貸付金管理システム導入事業業務委託」でございます。概要につきましては災害援護資金貸付システム一式、サーバ機器一式（ラックサーバ1台、電源ユニット、冷却ファン、付帯ソフトウェア、UPS、バックアップ装置）、システム導入作業（調査・分析、導入設置、設計・打合、構築・適用、テスト作業）でございます。入札参加資格につきましては亘理町入札参加資格者名簿に登載されている者で、物品・役務の提供の参加資格認定を受けていること。入札参加資格設定の経緯及び理由につきましては同業種における当該事業の実績のある業者を選定してございます。入札参加業者数が2者、入札者数が2者、辞退者数が0者、予定価格（税込）が8,085,000円、契約金額（税込）4,180,000円、落札率が51.70%でございます。
- 委員会 委員からご質問等があればお願いいたします。
- 委員会 この年度ということですが、中身として東日本大震災の影響で起こっている事業だと思っておりますが、そもそもこの種の業務それ自体がどのくらいの頻度で出てくるような話なのか、初めてなのか、3年に1回くらいの話なのか。その頻度を教えてください。
- 説明員 災害援護資金については東日本大震災についての貸付金になっております。頻度としては、亘理町としては初めてで、激甚災害ということで適用されているもので、初めてのシステムです。
- 委員会 これも先ほどと同じような話だと思っておりますけれども、予定価格は先に見積りを取って、それに合わせて予定価格を設定しているということでしょうか。
- 説明員 最初に参考見積を徴収して、そこから積算したものが予定価格ということになっております。
- 委員会 町としては滅多にないことだから、費用の相場については見積りを徴収するしかないと思います。それで実際入札した際に、半額で応札してきた業者がいたということだけでも、仕方ないのかと。逆に実害については最初の見積りが高額だった場合、困るかどうかであって、契約の段階で安かったら問題はないと考えることもできるので、滅多にないことについて懸命に調査して費用把握の精度を上げたとしても、それが今後に活かされるケースが多くないとすれば、そこまで力を入れて取り組む必要性もないかと思われま。因みに指名業者の中から参考見積りを徴収してますか。
- 説明員 参考見積書自体は3者から徴収し、そこから積算したものを予定価格としております。
- 委員会 A社は対象になっていなかったのですね。
- 説明員 A社からも見積書は徴収しております。
- 委員会 そうすると見積徴収した時点で、ある程度、今回においては半分以下というか倍くらいの開きがある。こんなに大きな開きが出たときは事務局でどういう判断するものなのでしょうか。

説明員 　　今回は、落札率 51.70%と低い結果になったのですが、その理由として落札するための企業努力ということで、回答をいただいております。

委員会 　　最初の見積りをもらったときに、同じような価格で出てきたということですか。

説明員 　　当初の見積書の際の金額には反映していなかったのですが、最終的には企業努力だったということですが、内容としてはシステム費と作業費をもう一度見直したところ、削減可能部分を確認できた金額となってきました。

委員会 　　最初の見積りの時は、特にA社はもっと高かったですか。

説明員 　　見積合わせの時よりは金額が高かった。

委員会 　　具体的にわかりますか。

説明員 　　A社ですと約●●●円です。

委員会 　　ではそんなに違わない金額を出してきて、それを半分くらい近く企業努力で減らしてきた。こういう場合ですとちょっと避けようがない。町としても対応の仕方が難しいですね。3者からもらったのですよね。

説明員 　　そうです。

委員会 　　もう1者も同じようなものだったのですか。

説明員 　　他の2者についても金額にそれほど差はなかったです。

委員会 　　そうすると先ほど話にもありましたけど、落札率が低く出たことだけでは片づけられないというか、制度的にかなり問題があるかと思われま。

委員会 　　参考見積りの時点で金額自体が適正であれば実害はないわけですが、結局見積金額が初め高すぎる金額を入れているということになると実害が発生する可能性があるので、予定価格の設定を見積りだけに頼らずに、見積りを幅広く多数の業者から取るとか、見積りなどを頼らずに客観的な、一般的な金額を調査するとか、適正な予定価格設定に努めるということなのかと思います。この種の案件の問題と言いますか。

委員会 　　どこまで頑張るのかですね。要はこれが毎年あるような案件であれば、きっちり自分のところで相場観をもっておくということはそれなりに町の仕事としてやっても意味があるけれども、減多にないものに対してそこまでやるのかということだと思います。そうすると業者からの見積りというよりは、類似のものを他自治体がどのくらいで出来るのかということの方が、よっぽどメリットがある情報だと思う。そういうものっていうのは情報というか手段はあるのでしょうか。他自治体で似たようなものとかがどのような値段でされているのかですね。

事務局 　　基本的には、新規事業も含めて見積りを参考に、他市町村の導入状況も勘案しております。今回の案件も他市町村でこのくらいの金額で入れている。また、ここしかできないということで、調査の上で見積り徴収し、積算を行い入札しております。

委員会 逆に予定価格を高く設定したことによる実害がどこに出るかというたとえば、町の中でこれだけしか予算がない、今回、これくらい入れたいのだけれども、収まらないとできないというときにどこに聞いても高くつくので止めておこうかということになったけれども実際業者としては安く入れられるということがあれば、本当に実害が生じるということがあるのですけれども、そういう状況でなければ、これはそんなもので淡々とやって結局安い値段で入れば、町としてそこまで困ることはないのですよね。あとは先ほどから何回も言っておりますけれども、同じようなものが結構あるようなものなら、その点を見通してやっておいた方がいいと思うけれども、滅多にないものだったらこれは仕方のないものなのかなと思う感じを受けました。

委員会 見積りを取る時期と入札をする時期はどれくらい離れていますか。見積りを取る期間はどれくらいあるのかということと、見積りを取った時期と入札の時期がもし近いのであれば、これだけ金額が離れるのはおかしいと思うので、その辺についてどのようなスケジュール設定なのか教えてください。

説明員 見積書をいただいているのは令和元年7月です。入札については11月です。

委員会 見積りをいただく期間については、結構長めにされていますか。

説明員 期間としては業者に仕様書を見てもらい、1ヶ月以内になるのかと思います。

委員会 では見積りの時期と入札の時期は、かなり離れているということですか。

説明員 7月といっても7月下旬なのでほとんど8月に近い時期です。

委員会 その他ありませんでしょうか。

委員会 予定価格ですけれども、そもそも企業に参考として依頼した段階では、企業努力した上での価格設定というのは考えていないと思う。当然定価でもって提出してくる資料になるかと思います。当然企業としても入札する段階、企業努力をしなければならぬ段階になって初めてどれくらい下げられるか仕入れ業者との交渉だとかありますので、そういう意味ではどうしても、その段階では予定価格は高くついてしまうのかなと思います。

委員会 随意契約の場合は1者ということが一般的だと思うのですが、今回2者になったという理由はどのへんにあるのでしょうか。

事務局 この事案については業務委託になりまして、指名基準というものがございまして、1千万円未満ですと5者以上指名して、入札会になりますが、こちらに満たない場合は、2者でも随意契約という方法で入札しております。特殊な業務で、業者が揃わなく、対応できる業者が2者しかいなかったということです。

委員会 随意契約で2者だったということですか。

事務局 はい。

委員会 その他ございませんでしょうか。3番目の事案の方に入りたいと思います。まずは事務局から説明をお願いいたします。

③ 令和元年度 亘理町庁舎清掃管理業務委託

入札方式：指名競争入札（予定価格 非公表）  
種別：業務委託  
入札通知：令和元年10月16日  
入札開札：令和元年11月1日  
入札参加業者数：10者（うち辞退者数3者）  
予定価格（税込）：30,485,400円  
契約金額（税込）：9,824,100円（落札率：32.23%）

事務局 3件目の事案について説明させていただきたいと思います。件名が「令和元年度 亘理町庁舎清掃管理業務委託」。概要につきましては【長期継続契約】39ヶ月、清掃業務一式、日常清掃フロア共用部週1～2回、各トイレ週5回、定期清掃年2回、建築物環境衛生管理業務一式、受水槽管理業務一式でございます。

入札参加資格につきましては亘理町入札参加資格者名簿に登載されている者で、物品・役務の提供の参加資格認定を受けているもので、入札参加資格設定の経緯及び理由につきましては同業種における当該事業の実績のある業者を選定しております。入札参加業者数につきましては10者、入札者数につきましては7者、辞退者数につきましては3者となっております。予定価格が税込み30,485,400円、契約金額が税込み9,824,100円、落札率は32.23%でございます。

委員会 この件について委員の皆様、ご質問等があればお願いいたします。

委員会 これも何故これほど低い金額になったのかということです。清掃業務ですからほとんど人件費だと思う。建築の場合、最低価格、失格という制度があり、主旨としてあまり安すぎると問題が発生するというので制度を設けているけれども、こういう役務の提供など、ほとんど人件費というケースはやはりいろいろ調査する必要があると思う。なぜこんなに低くなったのかという、その辺は調査をされていますか。

事務局 この積算ですが、毎年国交省で公表しております建築保全労務基礎単価清掃員Cの平成31年度を基本に積算し、併せて指名業者2者から見積徴収し、価格の参考としております。今回の価格からしますと7者以上の指名となるのですが、10者を指名して入札を行っております。

落札した業者から、聞き取り調査を行ったところ、理由としては一つ目が長期継続契約のため、安定した業務の確保ができること。二つ目が仙南地域にも業務の拡大を検討していたこと。三つ目で当時仙南地域の民間業者とビル管理業務を締結しており、営業担当人員の派遣が一緒に行えたという事で今回の入札の落札金額になったと聞いております。

委員会 辞退が3者出ているわけですがけれども、辞退者について調査されていますか。

事務局 入札の辞退した理由についてですが、A社につきましては「当該事業に対応する技術者または作業員確保が困難なため」、B社につきましては「現在対応中の業務により新規の業務が困難である」という理由でした。C社につきましては「契約期間（工期）満了までに履行が困難な為」「自社での履行が困難な為」「技術者又は作業員の確保が困難な為」ということでした。

- 委員会 入札時点では3年という期間でやってもらうということは分かっているわけですよね。わかっている参加したのだけれども、辞退の理由が分かっているのに参加して途中で辞退したということを教えてください。
- 事務局 指名競争入札ですので、発注者側から同じ仕様書で10者を指名しています。その中で先ほど辞退した理由については、「技術員、作業員の確保が困難」、「履行が困難」、「手持ちの業務により困難」の理由になります。
- 委員会 そうすると指名競争入札のあり方ですけれども、これは町でこういうことができるだろうということで指名したということですか。
- 事務局 町に登録している中から本来なら7者ですけれども、10者を指名して入札を行いました。
- 事務局 今回の件については清掃業務で、どこでも同じように対応可能なところで、本来7者でいいところ競争性を高めるために、こちらで10者を指名しました。その中で3者が手持ちの業務であったりなど、そういう関係で辞退された理由になっております。
- 委員会 確認ですけれども、指名するときは突然指名する形、事前の何らかの情報は無く、行われるということですね。そうだとするとそういう辞退者が出てくるということは当然有り得るということですよね。その他委員の方から何かありますでしょうか。
- 委員会 予定価格が国交省の基準に基づいて作成されたという事ですけれども、実際入札された結果、●●●円、ほぼ人件費と考えると、その人件費の単価が随分安くなったという見方でよろしいのでしょうか。
- 事務局 庁舎の清掃ですけれども、図面で仕様はお示ししており、庁舎完成と同時に清掃となりますので、図面で範囲をみてもらうという形になっていたと思います。また、この価格からみると人件費が影響しているのかなと思われるます。
- 委員会 そうすると●●●円くらいの契約ですので1年あたり●●●円切るような数字なのかなと、1年間で300日程度、1人で毎週毎週来られていると1日●●●円くらいの話になってきますけれども、実際働かれている人は1人や2人程なのですか。
- 事務局 現在、清掃員は2人になっております。実際、こちらの案件を発注した時期については建築前になりまして実際どれくらいの時間がかかるのかということが我々では詳しく判明していなかったところで、仕様書でも、8時間ということは明記していなくて清掃が終わり次第、業務終了という形で書かせていただきました。現在の実際の清掃時間については大体7時頃から入り、11時頃まで清掃されて帰っている状況でございます。実質的にみると我々は8時間で見込んでおりましたが、実際、4時間くらいでこの庁舎清掃が済んでいたという事で、建築途中での積算にという状況でございます。
- 委員会 業者の方がうまく見積もった。把握してきたということですか。
- 事務局 そうだと思います。
- 委員会 その他なにかご質問等がございますか。次に4件目の案件になります。それでは事務局の方から説明をお願いいたします。

④ 令和2年度 上町南地区污水管布設工事

入札方式：条件付一般競争入札（予定価格 公表）  
業種：土木一式工事  
入札公告：令和2年12月17日  
入札開札：令和3年1月8日  
入札参加業者数：1者（うち辞退者数0者）  
予定価格（税込）：10,111,200円  
契約金額（税込）：10,109,000円（落札率：99.98%）

---

---

事務局 4件目の事案について説明いたします。件名が「令和2年度 上町南地区污水管布設工事」でございます。概要につきましては污水管布設工事、開削工法（硬質塩化ビニル管φ150）L=152m、マンホール設置工4箇所、公共柵設置2箇所、付帯工1式でございます。入札参加資格につきましては主な点が（1）亘理町入札参加資格者名簿（登録部門：土木一式工事）に登載されている者であること。（5）宮城県仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亘理町、山元町、柴田町、大河原町に本店を有する事業者で、建設業法による土木一式工事について建設業の許可を受けている者であること。（6）建設業法第27条の23に規定する経営事項審査結果で、土木一式工事について総合評定値（P）が、700点以上の者であること。入札参加業者数につきましては1者、応札者数が1者、辞退者数は0、予定価格につきましては税込み10,111,200円、契約金額につきましては税込み10,109,000円、落札率が99.98%でございます。

委員会 それでは委員の方からご質問などございましたらお願いします。

委員会 この参加資格を設定された範囲で、仙南地区に本店があり、評定700点以上の対象となる業者はいくらいるのでしょうか。

説明員 700点という数字は、工事そのものの難しさなどで700点と決めています。仙南地区に700点以上の業者がどのくらいいるのかということは把握しておりません。

事務局 付け加えさせていただきますと正確には把握していないのですけれども、少なくとも見積もって30者以上はあると認識しております。

委員会 金額だとか、総合評定値が700点以上に関して基準はあるのでしょうか。

説明員 工事の規模とか、技術的な難しさとか、そういったもので700点にしております。

委員会 技術的なことは専門家ではないのでわからないけれども、高度なものなのでしょうか。

説明員 一般的な下水道工事です。

委員会 そうするとほとんどの業者ができるということですか。

説明員 そういう認識です。

委員会 これについては、条件付一般競争入札で1者ということで、抽出理由の方では参加業者が1者と少なく落札率が高いこと、すなわち競争性が働いていない形になっていると思ひ

ます。ほぼ 100%ですし、参加業者が一者、そうすると条件付とはいえ、競争入札をやった意味がほとんどないのではないのかということなのですけれども、だからそういう意味では、この事案については特に、どうしてそうなってしまったのかという原因究明というのが必要になるのではないのかなと思ったわけなのですけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

説明員 応札者が 1 者と少なかった理由と思われることなのですけれども、関係地権者との調整が長引かまして発注時期が遅くなってしまいました。結果として入札が年明けの 1 月となり、工期が 3 月末の工期ですけれども通常よりも 2 か月近く短くなってしまったことが要因と考えています。ほとんどの公共工事自体が 3 月末の工期に集中しておりますので新規の対応が難しかったというのも要因と考えております。

委員会 公共工事がよく年度末になるとあちこちで行われるということは一般の方でもよく感じていることだと思う。そういう観点からすると、この工事を始める時期の問題とかですね。工期の問題っていうのをもうちょっと配慮できなかったのかなっていう疑問があるのですけれども、その点についてどう思いますか。

説明員 たしかに工期、発注時期をもう少し早く発注したかったのですけれども、どうしても地権者との相談がまとまらなくて、延長を決めかねていまして、この時期になってしまった。近隣の地権者の方々が公共下水道を待っている地区でありましたので、どうしても 3 月までに完成させたいということもありましたので、この時期の発注ですけれども、当方としては終わるものと見込んで発注しております。

委員会 先ほど 1 者入札になってしまった理由として、今回たまたま地権者との関係で 1 月の入札になってしまったということなので、この入札参加資格を広めにして、700 点以上であれば何でもいいのでしょうか。本店所在地の範囲を広げるとか、あるいは総合評定値を少し下げて入札参加資格を広めにとって競争性を確保するというようなことができなかったかという事と、あともう一つ、落札率の点ですけれども、今回の予定価格はどうやって決めたのでしょうか。積算方式で決めたのか、見積方式で決めたのか、その辺教えていただければと思います。

説明員 まず、700 点以上ですけれども、特に高い点数ではないと考えております。以前、600 点で指名したこともあります。600 点だと、この規模の工事に対しては点数が低いと考えております。あと、仙台市より南の範囲の条件設定をしておりますので、さきほど 30 者以上あるのではないかという話をしてございましたけれども、700 点以上ですと、もっとあるのかなと考えております。町内だけでも 10 数者はありますので、もっとあるはず。指名の範囲については十分、指名という条件についてはかなり広くとっていると考えております。予定価格の積算ですけれども、積算基準に基づいて積算しておりますので、特に積算の仕方が曖昧であったとかそういうことはないと考えます。

委員会 町内業者がそれだけ多いにも関わらず、先ほどから問題になっている工期の問題とかありますけれども、そういう認識でもない。競争性がないというか。なんか腑に落ちないところではあります。10 数者いて、結局、町内にそれだけいるということは、町内の会社がそこで事業をするということは色々な意味でメリットが高いはずですよ。結局、移動の時間等がかからないですし、移動のコストもかからないのでできれば本当は地元の仕事を取りたいと思うのが、私は普通、よっぽど大手でなければ、普通だと思うのですよ。だから、その点からしても、業者が 1 者ということちょっと疑問が残るなというふうに考えています。その点について理由としては、先ほどのような色々な条件があった、工期の問題とか

地権者との問題だとかあったとしても、もうちょっと競争性を出せたんじゃないのかなと思うんですけども、この点について如何ですか。

説明員 先ほどからお答えしておりますとおり、発注時期に関することが一番大きかったのではないかなと感じております。年度の早い時期に発注しております同種の工事に関しましては、1者ということはございませんで、十分な参加業者数が確保できていると考えておりますので、やはり発注時期が遅かったと考えております。

委員会 はい、わかりました。他にございませんでしょうか。なければ次の案件に移らせていただきたいと思います。それでは説明をお願いします。

---

---

⑤ 令和元年度 (仮称) 亶理町防災備蓄倉庫建設工事

入札方式 : 条件付一般競争入札 (予定価格 公表)  
業 種 : 建築一式工事  
入札通知 : 令和2年1月17日  
入札開札 : 令和2年2月7日  
入札参加業者数 : 7者 (うち辞退者数0者)  
予定価格 (税込) : 353,100,000円  
契約金額 (税込) : 316,580,000円 (落札率 : 89.66%)

---

---

事務局 5件目の事案について説明させていただきます。件名が「令和元年度 (仮称) 亶理町防災備蓄倉庫建設工事」でございます。概要につきましては敷地面積 A=5,712.14 m<sup>2</sup>、建物規模 鉄骨造平屋建て A=984.30 m<sup>2</sup>、屋根 : ガルバリウム鋼板 (t0.8) 二重折板断熱工法葺き、壁 : 金属成形断熱パネル t35 横張り、外構工事 舗装工、植栽工 一式でございます。入札参加資格につきましては主な点が (1) 亶理町入札参加資格者名簿 (登録部門 : 建築一式工事) に登載されている者であること。(5) 宮城県仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亶理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店又は支店を有する事業者で、建設業法による建築一式工事について建設業の許可を受けている者であること。(6) 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査結果で、建築一式工事について総合評定値 (P) が、800点以上の者であること。入札参加業者数につきましては7者、入札者数につきましては7者、辞退者数は0、予定価格につきましては税込み353,100,000円、契約金額につきましては税込み316,580,000円、落札率が89.66%でございます。

委員会 それでは委員からご質問等ございますか。

委員会 最低制限価格を下回った業者の金額はいくらだったのでしょうか。

説明員 2者ありまして1者が●●●円になります。割合でいくと●●●%です。もう1者が●●●●円になりまして割合でいきますと●●●%になります。

委員会 最低制限価格はいくらでしたか。

説明員 最低制限価格の方が●●●円になります。

委員会 ぎりぎりのところで失格になったということですか。

説明員 次点の業者がぎりぎりです。

委員会 今後、総合評価方式を採用するということで、東北地方整備局の職員を講師に職員研修会を開催されたというお話がありました。本件のような場合は、仮に総合評価方式をとった場合、次点の業者が繰り上がって落札者になるという可能性はあるのでしょうか。

事務局 一般競争入札ですと予定価格と最低制限価格の間で一番低い価格の方が落札者となります。総合評価方式ですと、最低制限価格ではなくて、調査基準価格となり、その中で調査し、低入札での履行が可能と判断されれば、契約となるというような制度になっております。

委員会 低入札と言いながらも落札した場合の落札率が●●%を超えるのですね。

説明員 ●●%になります。

委員会 ●●%で低入札という設定だとすると設定の仕方の問題。●●%で失格というのはずいぶん厳しい設定の仕方だと思います。それはルール上、そうせざるを得なかったというような形なのですか。それとも、その点についてはある程度の亘理町のルールがあって、或いは法令上でもよいのですが、ルールがあってそうなっているのでしょうか。

事務局 その基準につきましては公表しておりませんが、町独自で定めているものがございまして、その一定のルールに基づいてすべて積算しております。通常土木工事だと●●%前後超えるくらいかと思うんですけども、それが●●%くらいになります。

委員会 その点は町独自の設定という事だと税金を有効に使ってもらおうという観点から検討してもいいのかなと思います。委員の中にも他でも入札に携わったという方がいらっしゃると思いますけれども●●%というのは決して低入札に入るというほどのものではないと思う。それくらいのもんというのは事案数が多いところをみてですね、出てくる数字なんですよね。そうするとなんか町独自ということであれば改善しやすいということもみえると思うので、そのへんをちょっと検討していただけたらいいんじゃないかと思います。

事務局 最低制限価格の改定でございしますが、令和元年10月1日に引き上げをさせていただいております。国土交通省では平成31年度より改定しました。それと同時に地方自治体に対しても低入札価格調査基準等の見直しを適切に行うよう要請されております。その中で、本町の状況は他市町村と比較しまして低い水準に、落札率3-2、3-1を見てもらえば工事が低い水準にあると思われませんが、一度に国の方針に引き上げると引き幅が大きいという事で、令和元年10月1日に一度引き上げて、復興期間が終わったのちにもう一度引き上げることにしておりまして、その改定を令和3年中に見直し検討を行っていきたくて現在考えているところでございます。

事務局 今、委員長の方からも、この落札率では低入札では無いのではないかという意見をいただいているところではあるのですが、実際、本町は他の町に比べてかなり低い方になっているようです。そういうことを考えると、今審議いただいている案件に関しましては決して低くはないということ、今後、さらに引き上げるような検討を事務局の方では考えております。

委員会 私がよく理解していなかった●●～●●%という話あったと思うんですけども、これは幅の問題ではなくて上の方に引き上げるという事ですか。

事務局 亶理町は、令和 2 年度時点で加重平均 87.21%、単純平均 88.41%で県内では低いと  
われているので、最低制限の改定を検討しています。

委員会 それは労働者の勤務条件というか給与含めてですね。こういう観点から出されてい  
ることですかね。

事務局 町としてはやはり安ければ安いほど、町の財政的には助かりますので金額面で言  
えば安い方がいいが、そういった従業員等の面を考慮して総合的に改訂します。

委員会 ここで議論しても答えは出ないと思うんですけども、賃金については都道府県ご  
とに最低賃金が決まっています地域性が必ずあると思う。例えば、関東圏とか関西圏とかい  
うと色々な賃金とか価格とかに設定してありますけれども、東北とかっていうと一番低い  
方に分類され、亶理町は低いってことですか。

事務局 通知よりは低い方ということになっております。たしかに全国的なバランスでい  
くと最低賃金の話も出てくるかと思うんですけども、一応、近隣等また県内の自治体を参  
考にしながら今後決めていかなければならないのかなと思っております。

委員会 ただ一つ思うのは、入札制度の持つ意義との関係で言えば、矛盾、抵触する  
ところが出てくると思う。国の基準の関係なので都道府県とか市町村レベルではどうし  
ようもない部分なのかもしれないですけども、おそらく根拠法令は存じ上げておりませ  
んけれども、ある意味では一つの行政指導と言ったらいいのですかね、そういうよう  
な基準じゃないのかなと、法規範というか、そういう意味の基準じゃないと思う。

事務局 最低制限価格は、地方自治法施行令、町の財務規則等で定められています。  
最低制限価格については非公表となっております。これは町の独自になります。前  
回、最低制限価格の改定では、一度に他市町村までに届かないので少しずつ状況見  
ながら進めていきたいと思います。

委員会 わかりました。今検討されているということですので、それを待ちたいと思  
います。そのほか、なにかご質問等はございますか。そうしましたら、令和 2 年度  
(道補)町道亶理浜吉田線曾根下橋外橋梁修繕工事について事務局から説明をお願い  
いたします。

---

---

#### ⑥ 令和 2 年度 (道補)町道亶理浜吉田線曾根下橋外橋梁修繕工事

入 札 方 式 : 指名競争入札 (予定価格 公表)  
業 種 : 土木一式工事  
入 札 通 知 : 令和 2 年 12 月 3 日  
入 札 開 札 : 令和 2 年 12 月 18 日  
入 札 参 加 業 者 数 : 12 者 (うち辞退者数 10 者)  
予 定 価 格 ( 税 込 ) : 16,337,200 円  
契 約 金 額 ( 税 込 ) : 15,026,000 円 (落札率 : 91.97%)

---

---

事務局 それでは 6 件目の事案について説明させていただきます。件名が「令和 2 年度  
(道補)町道亶理浜吉田線曾根下橋外橋梁修繕工事」でございます。概要につきましては橋梁修繕  
工事、曾根下橋(亶理浜吉田線)W=8.7m L=9.6m、断面修復工(鉄筋ケレン、防錆処理有)一

式、塗膜防水 A=78 m<sup>2</sup>、曽根下橋(町道成合線)W=3.0m L=4.4m、断面修復工(鉄筋ケレン、防錆処理有)一式でございます。入札参加資格につきましては亙理町入札参加資格者名簿に登載されている者で、土木一式工事の参加資格認定を受けている者でございます。入札参加資格設定の経緯及び理由でございますが、同種の工事施工実績のある業者を選定。「亙理町建設工事等執行規則」第 8 条の規定により、亙理町入札参加資格者名簿に登載されている者の中から土木一式工事の参加資格認定を受けている者を指名するものでございます。入札参加業者数につきましては 12 者、入札者数につきましては 2 者、辞退者数は 10 者となっております。予定価格につきましては税込み 16,337,200 円、契約金額につきましては税込み 15,026,000 円、落札率が 91.97%でございます。

委員会 それでは委員の皆様から質問等ございましたらお願いいたします。

委員会 この同じカテゴリーの中の指名競争、工事の落札率の 3-2 の資料の 8 ページに載っている通り、他の同じカテゴリーの中の他のところで必ずしも応札数は少なくないのだけれども、これだけ少ないというのはやはり、時期的なものが大きいのでしょうか。  
つまり、先ほどもあったとおり、発注する時期が遅くなると、この場合は落札率がそんなに高くないのでいいと言えいいのですけれども、応札数自体はやはり、日程の余裕が無くなってくると、どんどん少なくなるとすると根本的に時期の問題が大きいという認識でよろしいでしょうか。

説明員 時期的な話につきましては遅いという意見はあるかと思えます。こちらの方、一応河川工事の橋梁工事になりますので、用排水が絡む時期はなかなかできないものですから、秋口以降の方で発注はしているところでございます。当初はこちらにつきましては 1,000 万円を超えるということで、この工事の前に条件付の一般競争入札で発注しておりましたが、入札参加者がおりませんでしたので、再度、地域要件を広げたりと考えたんですが、そちらでまた入札参加者がいないとなった場合、また工期が短くなってしまうため、指名競争入札で実績ある町内 9 者と実績あります町外 3 者を指名しての入札だったという経緯でございます。工期的な話でも 1 点ございまして、先ほどの橋の工事になるものですから、台風時期とか避けて発注するために宮城県はじめ、仙台市、各自治体の橋梁修繕工事につきましては、秋口以降の方では主にこのような形になっておりまして、その中で、下請業者とかそういったところがなかなか、捉まらなくて工期内の完成が難しいということで、指名した内の入札参加者がいないのはもちろん、指名した内の 10 者が辞退した状況が発生したのではないかと思います。工期の設定につきましては当初の条件付一般競争入札で特記事項には、その時書いていなかったのですが、指名競争入札の今回の案件につきましては特記事項の方に議会の承認をもらえれば、6 月 30 日まで工期を伸ばしますと特記事項に一筆書かせていただきまして発注したところ、2 者の入札があったというところで、その辺は逆に業者の方が入ってきたのかなという風に考えております。

委員会 何故そんなに人気がなかったのですか。

説明員 下請とかに出す工種とかもありまして、下請が同時期に行っている価格的にも下請に支払うお金も高くなるのではないかなというのはひとつ考えるところではあります。あと、工期的なところは年度内完成ということで指名にしたときは工期を伸ばしましたが、各工事出ているところでございますので多分そういったところで価格が高止まりになっているのかなと推測されます。

説明員 全国的な話ですけれども、この橋梁の修繕工事というのがもの凄く人気が無くて手間ばかり掛かり、その割に効率が悪いということで非常に人気のない工種となっておりますの

で、どこでも入札の不調というのは目にする状態であります。

委員会　　今話に出てきましたけれども、今回、入札辞退された理由の一つとして予定価格の範囲内での入札が困難な為、というのが3件あったようですけれども、この予定価格というのが設定される中で時期的な配慮と言うかそういった部分は何かあったのでしょうか。12月とか1月2月が入れば当然、下請とか先ほども言っていましたけれども、獲得が困難だとか、そういった意味では価格が高くなるとかありましたけれども。

説明員　　積算に関しましては、工期の設定について何か金額的に上がるとか、そういったところではございません。あくまで積算基準に基づいて、時期は関係なく積み上げしているものから、その辺については特段、配慮とかというのはありません。

委員会　　その辺は時期を含んで単価を変えるということは特に、変えられるという制度にはなっていないということですか。

説明員　　それについてはこちらの方ではできません。

委員会　　どうして辞退者が多いのかっていうのは今回の説明で把握できたところではあるんですけども、指名競争入札でなければならなかったのですよね。一般競争入札だとやはり、もっと応札者が少なくなってしまうというところで指名にしたと、ですからある意味ではこの辞退者が出てくるというのは発注者側でも分かっていたと思える、そう理解することも可能だと思えるのですけれども、その点はどうですか。

説明員　　金額的には1,000万円を超えた工事は、一般競争入札になりますので基本、最初は一般競争入札なのではないかなと思っております。先ほど説明した通り、人気のない工種で応札者がいないという形にはなっているところですので本来でしたら地域要件を広げて何回かやって宮城県、全国にということもございしますが、過去にも人気のないところで広げたとこで入ってこないということがございましたので、2回目の段階で指名委員会に諮りまして、指名競争という形にさせていただいたとこでございます。

委員会　　そうしますと先ほどの事案と同じで発注時期の、年間の工事としてうまく配置していかないと、とりわけ人気のないような、人気がないというのは利益も生まない、上がりようもないということもあると思うのですよね。だからすごい難しいところだとは思っているのですけれども、緊急性の無いものについては、ただ予定を立てるという事は可能だと思います。だからそういうものについてはなるべくうまくと言いますか、結局は早めにとということになりますけれども、工事がやってもらえそうな時期とかを選んで、こうやるんだという風にしていかない限りは、なかなか競争性を保つという観点からいうと難しいということになりますかね。

委員会　　さきほどの確認ですけれども河川にかかっているときに河川の中に足場とかそういうものを設置できない期間があるのですよね、河川というか用水路かな、農業で水を使うときにその水に影響を与えてはいけないということだから、早く発注すれば必ず工期が長くとれるとは限らなくて状況によってそういう制約のある仕事もあるということですよ。これはそういう要素があるような仕事だったということですよ。

説明員　　おっしゃるとおりです。

委員会　　だから逆にそういうものこそ、契約自体は早くするようにしてあげないとやっぱり迫っ

て、しかも後は伸ばせないよと言われると益々難しいということにはなると思うので工期自体は長く延ばすことはできないのだろうけど早めにアンケートして出して契約にもっていくというのは必要なことだと思います。

委員会 そのほか、ご意見ありませんでしょうか。

以上で本日の審議について審議を終了させていただきたいと思います。これから入札監視委員だけで、本日の審議の結果について意見具申を行うか、協議を行います。職員の方々は一時、退室をお願いします。

#### ～入札監視委員のみで意見・具申の審議～

委員会 今日、最初にこれまでの改革の経緯をお聞きして着実によい方向に向かって改善を続けていただいているなということで、それについては大変心強く思っております。

ただ、非常に努力されているということはわかりますが、今日の審議に関して、3点ほど今後より一層改革に取り組まなければならないことがあるのではないかとということで委員5人の間でほぼ共通して感じたことですので、述べさせていただきたいと思います。

まず、第1点目、やはり予定価格と落札価格との格差が大きい事案というのがみられております。予定価格の設定の仕方です。なかなか難しいところではあるとは思いますが、しかし、制度の主旨から、なるべく、その予定価格と落札価格との乖離が生じないような形で考えていただく必要があるということです。

第2点はまさに今日、低価格の入札で失格になった事案がありました。国土交通省の指針なり、基準なり、ということがあるということですけれども、これも審議の時に話しましたが、国の立場で言っていることで、その基準を理解はしておりますけれども、しかし、他方で、元々の競争入札制度というもの、この制度の意義ですね、そういうものを考えますと、やはり低入札ということで失格する際の基準については亶理町の場合は低いという話でしたけれども、ここのところはやはり亶理町にあったものを考えていただければ、もっと具体的に言うと、その国が言っていることにそのまま、従うのが果たしていいのかどうかというのを入札制度の意義を踏まえてちょっと考えていただきたいと思います。

それから3点目に、最後の2つ案件ですかね問題になりましたけれども、入札時期というのはすごく重要ではないかと思えます。確かに入札時期についてはさまざまな要素というのが絡んでくるという話を聞いてよくわかりましたけれども、毎年、同じような事業、工事は行われていくわけです。そうだとすると少なくともそういう経験を踏まえ、より適切な時期というものを考えることができるのではないかと思うこともできるわけです。そういった意味では工事の性質とかにも当然左右されるわけですが、そういうものも踏まえた上で入札時期についてはとりわけ適切な時期というものを考えて入札業務というものを行っていただきたい。その3点ということです。そのほかにも委員の方から付け加えたいことがあれば、付け加えていただければと思います。

それでは時間よりちょっと長くなりましたけれども皆さん長時間にわたって協議お疲れ様でした。ありがとうございました。

#### (4. 次回抽出者の確認)

委員会 次第4番 次回の抽出者の確認ですが、次の委員については任期の関係できまっております。これについて事務局でどのような案がありますでしょうか。

事務局 事務局から本件について説明させていただきます。委員の任期につきましては今月26日までとなっております。次期委員が決まっておりますが、事務局では現委員の皆様にも継続してお願いしたいと考えております。

継続の意向につきまして、意向確認書をお配りさせていただきたいと思います。

意向確認書につきましては 7 月 30 日までに事務局あてに提出いただきたいと思います。  
そこで次回の抽出者は、委員に変更なければ今まで通りの順番で次回は奥村委員に願  
いしたいと考えております。

もし、委員の方に変更がございましたら次回の第 9 回入札監視委員会の際の抽出者は新  
しい委員の方を除いて順繰りお願いしたいと考えております。事務局案については以上で  
ございます。

(5. その他)

事務局 それでは次第のその他に移ります。皆様から何かございますか。

事務局 それでは事務局からお知らせいたします。引き続き県職員を招き職員対象に総合評価落  
札方式、低入札価格制度の研修会を実施して再開に向けて進めていきたいと考えておりま  
す。先ほどの低価格の話もございましたが、最低制限価格の改定も進めていきたいと思  
いますのでよろしくお願いいたします。

(6. 閉会)

事務局 それでは次第 6 の閉会に移ります。次回の第 9 回入札監視委員会は来年の 2 月頃の開催  
を予定しております。委員の皆様の日程を調整させていただきまして改めて開催日をご連  
絡させていただきます。以上で第 8 回入札監視委員会を閉会いたします。本日は、長時間  
ご協力いただきましてありがとうございました。

以上